### 第三者評価と司法試験の受験資格との関係(案)

#### 第 1 案

・司法試験の受験資格付与との関係では,第三者評価機関を1つに限り,当該第三者評価機関から適格認定を受けた法科大学院 の修了者に司法試験の受験資格を認める。

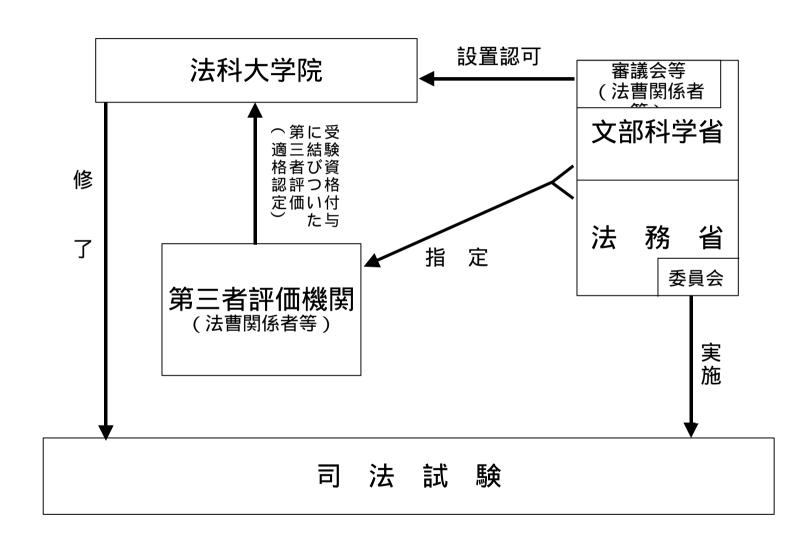
#### 第 2 案

- ・主務大臣が認証した第三者評価機関(複数)が,それぞれ独自 の基準を定め,法科大学院の第三者評価を行う。
- ・司法試験の受験資格付与のための基準(受験資格付与基準)を 法令で定める。
- ・主務大臣は,第三者評価の結果を踏まえ,法科大学院が受験資格付与基準に適合していると認めた場合には、その旨の認定(適合認定)をする。
- ・適合認定を受けた法科大学院の修了者に司法試験の受験資格を 付与する。

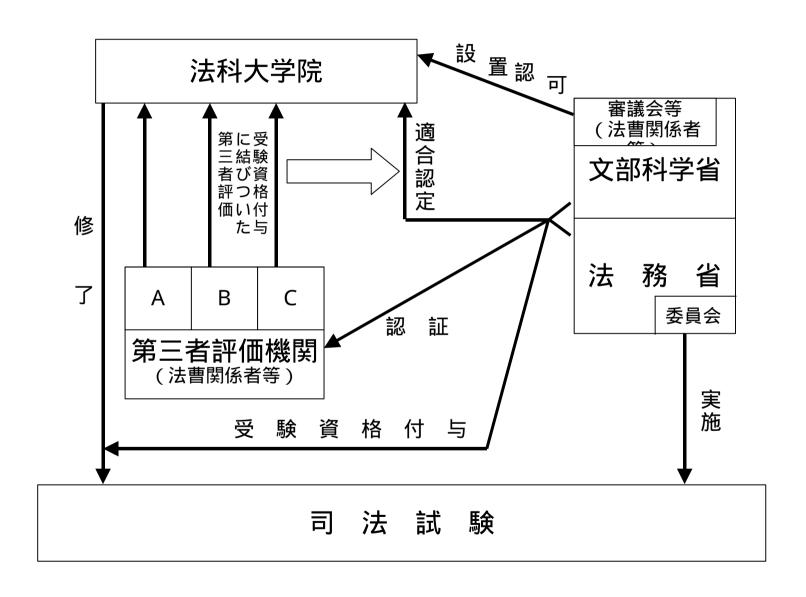
#### 第 3 案

- ・主務大臣が認証した第三者評価機関(複数)が,それぞれ独自 の基準を定め,法科大学院の第三者評価(適格認定)を行う。
- ・(第三者評価機関による不適格認定等を契機として)法科大学院が法令違反(設置基準違反)の状態にあると認められる場合には,改善勧告等を経て,設置認可を取り消すことができるものとする。
- ・法科大学院の設置認可が取り消されるまでは,当該法科大学院 の修了者に司法試験の受験資格を認める。

# 司法試験の受験資格付与のスキーム(第1案)



# 司法試験の受験資格付与のスキーム(第2案)



### 司法試験の受験資格付与のスキーム(第3案)▮

